

その他の不正行為再発防止に向けた当面の取組み

1 職員を対象としたコンプライアンス相談窓口の設置

- ・ 既存の公益通報制度を活用し、法令や策定中の「長岡市倫理・行動指針」に違反する行為はもちろん、違反するおそれのある行為を発見した場合や倫理的な疑問で判断に迷った場合などにおいても、その通報・相談を受け付ける窓口を設置

2 特別倫理ミーティングの実施

- ・ 毎月実施している倫理ミーティングについて、資料No. 4 の通知文発出後、緊急的に特別倫理ミーティングを実施
- ・ 議題は「一連の不正行為に対する感想を述べるとともに、市民の信頼回復のために職員一人ひとりが何をすべきか、『不正行為の再発防止に向けた当面の取組みの実施等について』の通知文の内容を踏まえて意見を出し合うこと」
- ・ 特別職及び幹部職員を含めて全職員が必ずミーティングに参加

3 公用携帯電話の配備

- ・ 公共工事の発注が多い部署に公用携帯電話を配備し、外出先で業者との連絡を取り合う場合にのみ使用
- ・ 議員（秘書を含む）との連絡のやりとりは、職場の電話のみで対応
※ ただし、指定された一部の公用携帯電話（市長・特別職及び秘書課長などが所持する物）を除く。